

京都市告示第 309 号

計量法第21条第1項の規定によりひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成18年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 集 合 検 査

実 施 区 域	実 施 期 日	検 査 場 所
右 京 区	平成19年 1月29日(月)	嵯 峨 小 学 校
	平成19年 1月30日(火)	安 井 小 学 校
	平成19年 1月31日(水)	梅 津 小 学 校
	平成19年 2月 1日(木)	花 園 小 学 校
	平成19年 2月 5日(月)	嵐 山 小 学 校
	平成19年 2月 6日(火)	西 院 小 学 校
	平成19年 2月 7日(水)	西 京 極 小 学 校
	平成19年 2月 8日(木)	宇 多 野 小 学 校
	平成19年 2月13日(火)	太 秦 小 学 校
	平成19年 2月14日(水)	嵯 峨 野 小 学 校
	平成19年 2月15日(木)	西 院 中 学 校
	平成19年 2月19日(月)	御 室 小 学 校
	平成19年 2月20日(火)	計 量 検 査 所
	平成19年 2月21日(水)	山 ノ 内 小 学 校
	平成19年 2月22日(木)	水 尾 小 学 校
	平成19年 2月26日(月)	京 北 出 張 所
	平成19年 3月 5日(月)	計 量 検 査 所
	平成19年 3月13日(火)	計 量 検 査 所

※検査時間は、午前10時から午後2時30分まで

ただし、2月 8日は、午前10時から正午まで

2月22日は、午前11時から午後1時まで

2月26日は、午前10時30分から午後2時30分まで

2 巡回検査

実施区域	実施期日	検査場所
右京区	平成19年1月29日(月)から 平成19年3月16日(金)まで	質量計の所在場所

(計量検査所)